



宮 崎 県 公 報

平成27年12月16日（水曜日）号外 第46号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

条 例

	頁		頁
○宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例……………（情報政策課） 2	2	○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 9	9
○宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例……………（ " ） 3	3	○宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例……………（ " ） 13	13
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課） 4	4	○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（市町村課） 14	14
○行政不服審査法施行条例……………（行政経営課） 8	8	○宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………（ " ） 17	17
		○宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（こども家庭課） 18	18
		○勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………（労働政策課） 18	18
		○宮崎県美術品等取得基金条例の一部を改正する条例……………（教育庁） 20	20

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例（条例第44号）

1 廃止の理由及び主な内容

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の改正に伴い、宮崎県知事の行う認証業務が地方公共団体情報システム機構に移管されるため、条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成28年1月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（条例第45号）

1 制定の理由及び主な内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に係る事務等を定めるための条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成28年1月1日から施行することとしました。

◎ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 改正の理由及び主な内容

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用することとしました。

◎ 行政不服審査法施行条例（条例第47号）

1 制定の理由及び主な内容

行政不服審査法の改正に伴い、審査請求に関する調査審議を行う附属機関の設置その他法の施行に関し必要な事項を定めるための条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 改正の理由及び主な内容

地方税法等の改正に伴い、猶予制度等の規定を整備するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 改正の理由及び主な内容

森林環境税の適用期間を5年間延長するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第50号）

1 改正の理由及び主な内容

煙火の消費の許可等に関する事務など、知事の権限に属する事務について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1 改正の理由及び主な内容

住民基本台帳法の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成28年1月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第52号）

1 改正の理由及び主な内容

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、女性保護施設の施設長の資格要件について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成28年1月1日から施行することとしました。

◎ 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第53号）

1 改正の理由及び主な内容

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県美術品等取得基金条例の一部を改正する条例（条例第54号）

1 改正の理由及び主な内容

新たな美術品等の取得に要する経費の財源として、宮崎県美術品等取得基金の取り崩しによる活用を可能とするため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第44号

宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年宮崎県条例第52号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第2条第1項に規定する発行手数料及び同条例第3条第1項に規定する情報提供手数料であって、この条例の施行の日において納付されていないものについては、なお従前の例による。

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成27年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第45号

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用（以下「個人番号の利用」という。）及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供（以下「特定個人情報の提供」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(県の責務)

第3条 県は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。
 3 知事又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。
 4 別表第1の左欄に掲げる機関の権限に属する同表の右欄に掲げる事務、知事若しくは教育委員会の権限に属する法別表第2の第2欄に掲げる事務又は別表第2の左欄に掲げる機関の権限に属する同表の中欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行わせることとした補助機関等がある場合にあつては、当該補助機関等が行う事務について前3項の規定を適用する。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

(書面の提出義務の特例)

第6条 第4条第2項又は第4項の規定により特定個人情報を利用した場合又は前条の規定により特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程に基づき、当該特定個人情報を記載した書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機 関	事 務
1 知事	宮崎県私立高等学校等就学支援金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
2 知事	宮崎県私立高等学校等奨学給付金の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
3 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施に関する事務であつて規則で定めるもの
4 知事	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）による地域特別賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅の管理等に関する事務であつて規則で定めるもの

5 教育委員会	特別支援教育就学奨励費補助金の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	公立高等学校等奨学給付金の給付に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	県立高等学校等学び直し支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 知事	生活保護法の規定に準じて生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第 164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、児童扶養手当法（昭和36年法律第 238号）による児童扶養手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第 134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第 1 項の規定による福祉手当の支給又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 知事	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例による地域特別賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅の管理等に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）による精神障害者保健福祉手帳又は生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第 3（第 5 条関係）

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
1 知事	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第 144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（以下「特別支援学校関係情報」という。）又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 知事	生活保護法の規定に準じて生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校関係情報又は医療関係情報であって規則で定めるもの

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第46号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （他の法令による給付との調整）</p> <p>第 5 条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の 2 を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上 100円未満の端数があるときは、これ</p>	<p>附 則 （他の法令による給付との調整）</p> <p>第 5 条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の 2 を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上 100円未満の端数があるときは、これ</p>

を 100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89
	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等	0.88

を 100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89

	共済組合法(昭和37年法律第 152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。))	
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74	障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74		障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83	
	旧国民年金法の障害年金	0.89		障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73		旧船員保険法による障害年金	0.74	
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83		旧厚生年金保険法による障害年金	0.74	
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88		旧国民年金法による障害年金	0.89	
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0.80	
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80		遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84	
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90		遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	
	厚生年金保険法の規定による遺	0.80		国民年金等改正法附則第87条第	0.80	

<p>族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）</p>	<p>0.84</p>	<p>1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>	<p>0.80</p>
<p>遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.88</p>	<p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>	<p>0.90</p>
<p>遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金</p>	<p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>		

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

<p>旧船員保険法の障害年金</p>	<p>0.75</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>
<p>旧厚生年金保険法の障害年金</p>	<p>0.75</p>	<p>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.86</p>
<p>旧国民年金法の障害年金</p>	<p>0.89</p>	<p>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.88</p>
<p>障害厚生年金及び障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>	<p>旧船員保険法による障害年金</p>	<p>0.75</p>
<p>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.86</p>	<p>旧厚生年金保険法による障害年金</p>	<p>0.75</p>
<p>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.88</p>	<p>旧国民年金法による障害年金</p>	<p>0.89</p>

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この項において「平成24

年一元化法」という。)第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号。以下この項において「平成27年国共済経過措置政令」という。))第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成27年国共済経過措置政令第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。))第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

行政不服審査法施行条例をここに公布する。

平成27年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第47号

行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により県に置かれる機関の組織及び運営に関し必要な事項について定めるとともに、その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(宮崎県行政不服審査会)

第3条 法第81条第1項に規定する機関は、宮崎県行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。

(組織等)

第4条 審査会は、委員3人以上5人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 知事は、委員が心身の故障のために職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

(委員の服務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 第5条第1項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審査会の会議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第10条 第3条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(弁明書の添付書類)

第11条 処分庁は、法第29条第2項の規定により審理員から弁明書の提出を求められた場合において、次に掲げる書面を保有するときは、同条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

- (1) 宮崎県行政手続条例(平成7年宮崎県条例第29号)第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書
- (2) 宮崎県行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(審査請求人等による提出書面等の閲覧等)

第12条 審査請求人又は参加人は、法第41条第1項又は第2項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、前条各号に掲げる書面の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該書面の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る書面を提出した処分庁の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審理員は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(準用規定)

第13条 前2条の規定は、審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合について準用する。この場合において、第11条中「法第29条第2項の規定により審理員」とあるのは「法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定により、審査庁」と、「場合」とあるのは「場合又は審査庁が弁明書を作成する場合」と、前条中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

(手数料)

第14条 法第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び法第66条第1項において準用する場合を含む。)、法第81条第3項において準用する法第78条第1項又は第12条第1項(前条の規定により準用する場合を含む。)の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納めなければならない。

(公表)

第15条 知事は、毎年1回、不服申立て(審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は法令に基づく不服申立てをいう。以下同じ。)に係る裁決等(裁決、決定その他の処分をいう。)の内容その他不服申立ての処理状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(罰則)

第17条 第5条第1項(第7条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第48号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第 6 条から第15条まで 削除</p>	<p><u>（徴収の猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</u></p> <p>第 6 条 知事は、法第15条第 3 項又は第 5 項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合にあつては、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（第 3 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る金額を、当該徴収の猶予をする期間内又は当該徴収の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間内の知事が指定する月）に分割した金額により納付し、又は納入させるものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額（以下この節において「分割納付の納付期限及び納付金額等」という。）を定めるものとする。</p> <p>3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が当該納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、分割納付の納付期限及び納付金額等を変更することができる。</p> <p><u>（徴収の猶予の申請手続等）</u></p> <p>第 7 条 法第15条の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）申請者の住所及び氏名又は名称</p> <p>（2）納付し、又は納入すべき県税に係る徴収金の年度、税目、納期限及び金額</p> <p>（3）法第15条第 1 項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき県税に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>（4）徴収の猶予を受けようとする金額及び期間</p> <p>（5）納付又は納入に係る履行計画（分割の方法による納付又は納入を申請する場合にあつては、分割納付の納付期限及び納付金額等を含む。）</p> <p>（6）法第16条第 1 項本文の規定により担保を徴する場合にあつては、同項各号に掲げる担保の種類、数量、価額、所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の住所又は居所及び氏名又は名称）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）</p> <p>（7）前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項</p> <p>2 法第15条の 2 第 1 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>（1）法第15条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</p> <p>（2）財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</p> <p>（3）申請日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後 1 年間の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>（4）法第16条第 1 項本文の規定により担保を徴する場合にあつては、地方税法施行令（昭和25年政令第 245号。以下「政令」という。）第 6 条の10の規定により提出すべき書類その他の担保の提供に関し必要な書類</p> <p>（5）前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める書類</p> <p>3 法第15条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、第 1 項各</p>

号(第3号を除く。)に掲げる事項及び県税に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細とする。

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、第1項第1号及び第2号並びに第5号から第7号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。

(1) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(2) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間

6 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)

第8条 知事は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合にあつては、法第15条の5第1項の規定による職権による換価の猶予又は同条第2項の規定において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長に係る金額(政令第6条の9の3第1項に定める額を限度とする。)を、当該換価の猶予をする期間内又は当該換価の猶予期間の延長をする期間内の各月(知事がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間内の知事が指定する月)に分割した金額により納付し、又は納入させるものとする。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。この場合において、第6条第2項中「前項」とあるのは「第8条第1項」と、同条第3項中「同項」とあるのは「第8条第2項において準用する第6条第2項」と読み替えるものとする。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、前条第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

(申請による換価の猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)

第9条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 知事は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合にあつては、法第15条の6第1項の規定による申請による換価の猶予又は同条第3項の規定により準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長に係る金額(政令第6条の9の3第2項において読み替えて準用する同条第1項に定める額を限度とする。)を、当該換価の猶予をする期間内又は当該換価の猶予期間の延長をする期間内の各月(知事がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間内の知事が指定する月)に分割した金額により納付し、又は納入させるものとする。

3 第6条第2項及び第3項の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。この場合において、第6条第2項中「前項」とあるのは「第9条第2項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第9条第3項において準用する第6条第2項」と読み替えるものとする。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、第7

<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第22条 知事は、災害その他やむを得ない理由（以下この条において「災害等」という。）により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、当該行為をすべき者の申請により、その災害等がやんだ日から2月を超えない範囲内において当該期限の延長をするものとする。ただし、災害等が広範囲にわたる場合においては、当該行為をすべき者の申請によらず、知事が当該地域を指定し、当該期限を延長することができる。</p> <p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 法第52条第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものあっては、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）</u>第8条の5第1項に定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表の第1号オ中「資本金等の額が</p>	<p>条第1項第1号及び第2号並びに第5号から第7号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 申請による換価の猶予に係る県税に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細</p> <p>(2) 納付又は納入が困難である金額及び申請による換価の猶予を受けようとする期間</p> <p>5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第7条第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。</p> <p>6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、第7条第1項第1号及び第2号並びに第5号から第7号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</p> <p>(2) 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間</p> <p>7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</p> <p>(担保を徴する必要がない場合等)</p> <p>第10条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、未納である県税に係る徴収金（当該徴収金に係る徴収の猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に係る金額を含む。）の総額が100万円を超えるとき又は財産の状況その他の事情を考慮し、知事が県税に係る徴収金を確保するため担保を徴する必要があると認めたとときは、この限りでない。</p> <p>(1) 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る金額が100万円以下である場合</p> <p>(2) 当該猶予する期間が3月以内である場合</p> <p>(3) 担保を徴することができないやむを得ない理由があると知事が認める場合</p> <p>第11条から第15条まで 削除</p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第22条 知事は、災害その他やむを得ない理由（以下この条において「災害等」という。）により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、当該行為をすべき者の申請により、その災害等がやんだ日から2月を超えない範囲内において当該期限の延長をするものとする。ただし、災害等が広範囲にわたる場合においては、当該行為をすべき者の申請によらず、知事が当該地域を指定し、当該期限を延長することができる。</p> <p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 法第52条第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものあっては、<u>政令第8条の5第1項に定める日</u>）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表の第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日（法人税法第</p>
--	--

」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにおいて、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第8条の5第1項に定める日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

- 3 法第52条第2項第2号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、政令第8条の5第2項に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第52条第5項に規定する地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第8条の5第2項に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

4 [略]

71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにおいて、政令第8条の5第1項に定める日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

- 3 法第52条第2項第2号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、政令第8条の5第2項に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第52条第5項に規定する政令第8条の5第2項に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

4 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（徴収の猶予に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮崎県税条例（以下「改正後の条例」という。）第6条、第7条及び第10条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された改正法第2条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

（職権による換価の猶予に関する経過措置）

- 3 改正後の条例第8条及び第10条（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

（申請による換価の猶予に関する経過措置）

- 4 改正後の条例第9条及び第10条（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に納期限が到来する県税に係る徴収金について適用する。

宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第49号

宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例

宮崎県森林環境税条例（平成18年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この条例は、県土の保全、水源の <u>かん養</u> 等県民が享受している森林の有する公益的な機能の重要性に <u>かんがみ</u> 、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の費用に充てるため、宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。 （個人の県民税の均等割の税率の特例）	（趣旨） 第1条 この条例は、県土の保全、水源の <u>かん</u> 養等県民が享受している森林の有する公益的な機能の重要性に <u>鑑み</u> 、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の費用に充てるため、宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。 （個人の県民税の均等割の税率の特例）
第3条 平成18年度から平成27年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第27条の規定にかかわらず、同条に	第3条 平成18年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第27条の規定にかかわらず、同条に

定める額に 500円を加算した額とする。

（法人の県民税の均等割の税率の特例）

第 4 条 平成18年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間（以下この条において「特例期間」という。）を開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第 226号。以下「法」という。）第52条第 2 項第 4 号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に 100分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。

定める額に 500円を加算した額とする。

（法人の県民税の均等割の税率の特例）

第 4 条 平成18年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日までの間（以下この条において「特例期間」という。）を開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第 226号。以下「法」という。）第52条第 2 項第 4 号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第 1 項の表（同条第 2 項から第 4 項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に 100分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定及び第 4 条の改正規定中「平成28年 3 月31日」を「平成33年 3 月31日」に改める部分は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第50号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事 務	市 町 村	事 務	市 町 村
[略]		[略]	
1 の 2 [略]		1 の 2 [略]	
1 の 3 宮崎県電子署名に係る地方公共団体の 認証業務に関する法律施行条例（平成15年宮 崎県条例第52号）による次の事務 <u>（1）第 2 条第 1 項に規定する電子証明書の 発行手数料の徴収に関すること。</u> <u>（2）第 2 条第 2 項に規定する発行手数料の 納付に関すること。</u>	各市町村		
1 の 4 [略]		1 の 3 [略]	
1 の 5 [略]	都城市、延 岡市、日南 市、小林市 、串間市、 西都市、え びの市、高 原町、綾町 、高鍋町、 新富町、西 米良村、木 城町、川南 町、都農町 及び椎葉村	1 の 4 [略]	都城市、延 岡市、日南 市、小林市 、串間市、 西都市、え びの市、高 原町、綾町 、高鍋町、 新富町、西 米良村、木 城町、川南 町、都農町 、 <u>諸塚村、 椎葉村及び 美郷町</u>
1 の 6～1 の 8 [略]		1 の 5～1 の 7 [略]	
1 の 9 [略]	宮崎市、都 城市、延岡 市、日南市	1 の 8 [略]	宮崎市、都 城市、延岡 市、日南市

	、日向市及 <u>び串間市</u>		、日向市、 <u>串間市及び</u> <u>西都市</u>
1の10 [略]	宮崎市、都 城市、延岡 市、日南市 、小林市、 日向市、え びの市、高 原町、高鍋 町、新富町 及び川南町	1の9 [略]	宮崎市、都 城市、延岡 市、日南市 、小林市、 日向市、 <u>串</u> <u>間市、西都</u> <u>市、えびの</u> 市、高原町 、高鍋町、 新富町及び 川南町
1の11 [略]		1の10 [略]	
[略]		[略]	
2の2 [略]	宮崎市、都 城市、日南 市、小林市 、日向市、 えびの市、 三股町、高 原町、綾町 、高鍋町、 新富町、西 米良村、木 城町、川南 町、都農町 、諸塚村、 椎葉村、美 郷町及び日 之影町	2の2 [略]	宮崎市、都 城市、日南 市、小林市 、日向市、 <u>串間市、西</u> <u>都市、えび</u> の市、三股 町、高原町 、綾町、高 鍋町、新富 町、西米良 村、木城町 、川南町、 都農町、諸 塚村、椎葉 村、美郷町 及び日之影 町
2の3 [略]	宮崎市、都 城市、延岡 市、日南市 、小林市、 日向市、え びの市、三 股町、高原 町、綾町、 高鍋町、新 富町、西米 良村、木城 町、川南町 、都農町、 諸塚村、椎 葉村、美郷 町及び日之 影町	2の3 [略]	宮崎市、都 城市、延岡 市、日南市 、小林市、 日向市、 <u>串</u> <u>間市、西都</u> <u>市、えびの</u> 市、三股町 、高原町、 綾町、高鍋 町、新富町 、西米良村 、木城町、 川南町、都 農町、諸塚 村、椎葉村 、美郷町及 び日之影町
[略]		[略]	
3の2 [略]	宮崎市、都	3の2 [略]	宮崎市、都

	城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、えびの市、三股町、高原町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町及び日之影町		城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町及び日之影町
[略]		[略]	
13 [略]		13 [略]	
13の2 歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）による次の事務 (1) 第1条の規定による申請の受理に関すること。 (2) 第3条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (3) 第4条第1項の規定による申請の受理に関すること。 (4) 第5条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (5) 第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (6) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。 (7) 第7条第1項の規定による免許証の返納の受理に関すること。 (8) 第7条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。	宮崎市、都城市、延岡市及び椎葉村	13の2 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第51号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第10条の規定による申請の受理に関する事務	[略]
13の3 歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）による次の事務 (1) 第7条第1項の規定による受験願書の受理に関すること。 (2) 第10条の規定による申請の受理に関すること。	[略]	13の3～13の9 [略]	[略]
13の4～13の10 [略]		13の3～13の9 [略]	
[略]		[略]	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表の1の3の項を削り、同表中1の4の項を1の3の項とし、1の5の項から1の11の項までを1項ずつ繰り上げる改正規定は平成28年1月1日から、同表の13の2の項を削る改正規定、同表の13の3の項の改正規定及び同項を13の2の項とし、13の4の項から13の10の項までを1項ずつ繰り上げる改正規定は公布の日から施行する。
(経過措置)
- 宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例（平成27年宮崎県条例第44号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる発行数手数料に関する事務については、なお従前の例による。

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第51号

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

宮崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後										
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第1項第2号及び第2項並びに第30条の40第3項の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報（<u>個人番号を除く。以下「本人確認情報」という。</u>）を利用することができる事務、本人確認情報を提供する執行機関及び提供に係る事務並びに審議会の組織及び運営に関し必要な事項について定めるとともに、その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）</u></p> <p>第3条 法第30条の15第2項に規定する条例で定める知事以外の<u>県の執行機関</u>（以下「<u>知事以外の執行機関</u>」という。）及び事務は、<u>別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）</u></p> <p>第4条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による本人確認情報の知事以外の執行機関への提供方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法</p> <p>(2) 規則で定めるところにより、知事から本人確認情報を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法</p> <p>別表第1（第2条関係） 1～11 [略]</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事以外の執行機関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	知事以外の執行機関	事 務	教育委員会	[略]	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第1項第2号及び第2項並びに第30条の40第3項の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）を利用することができる事務、本人確認情報を提供する執行機関及び提供に係る事務並びに審議会の組織及び運営に関し必要な事項について定めるとともに、その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）</u></p> <p>第3条 知事が行う法第30条の15第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による本人確認情報の知事以外の<u>県の執行機関</u>（以下「<u>知事以外の執行機関</u>」という。）への提供方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法</p> <p>(2) 規則で定めるところにより、知事から本人確認情報を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法</p> <p><u>（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）</u></p> <p>第4条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の執行機関及び事務は、<u>別表第2のとおりとする。</u></p> <p>別表第1（第2条関係） 1～11 [略] 12 <u>宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年宮崎県条例第45号）別表第1の左欄に掲げる機関のうち、知事が行う同表の右欄に掲げる事務</u></p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事以外の執行機関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の左欄に掲げる機関のう</u></td> </tr> </tbody> </table>	知事以外の執行機関	事 務	教育委員会	[略]		<u>宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の左欄に掲げる機関のう</u>
知事以外の執行機関	事 務										
教育委員会	[略]										
知事以外の執行機関	事 務										
教育委員会	[略]										
	<u>宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の左欄に掲げる機関のう</u>										

ち、教育委員会が行う同表の右欄に掲げる事務

[略]

[略]

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第52号

宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年宮崎県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(施設長の資格要件)</p> <p>第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) <u>30歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(施設長の資格要件)</p> <p>第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) <u>社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事した者であること。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第53号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(公の施設に関する条例の一部改正)

第1条 公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	設置目的	位置	名称	設置目的	位置
[略]			[略]		
県立産業技術専門学校	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校	[略]	県立産業技術専門学校	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号） <u>第15条の7第1項第1号</u> に規定する職業能力開発校	[略]
県立産業技術専門学校高鍋校			県立産業技術専門学校高鍋校		
[略]			[略]		

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第2条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）				
手数料	区分	単位	金額	備考	手数料	区分	単位	金額	備考
[略]					[略]				
292 技能検定	[略]				292 技能検定	[略]			
	実 特級、	全 同	17,900	技能検定3級の		実 特級、	全 同	17,900	技能検定3級の

試験手数料	技 試 験	1 級、 2 級、 3 級、 基礎 1 級、基 礎 2 級 、単一 等級	職 種	円	実技試験を受検 する者で、職業 能力開発促進法 <u>第15条の6第3</u> 項に規定する公 共職業能力開発 施設及び同法第 27条第1項に規 定する職業能力 開発総合大 学校の在校生、同 法第31条に規定 する職業訓練法 人が設置する認 定職業訓練施設 の訓練生（就職 している者を除 く。）、学校教育 法第1条に規定 する高等学校、 大学及び高等専 門学校の在校生 、同法第 124条 に規定する専修 学校及び同法第 134条に規定す る各種学校の在 校生その他知事 が認めるものに ついては、実技 試験の手数料の 額は1万 1,900 円とする。	試験手数料	技 試 験	1 級、 2 級、 3 級、 基礎 1 級、基 礎 2 級 、単一 等級	職 種	円	実技試験を受検 する者で、職業 能力開発促進法 <u>第15条の7第3</u> 項に規定する公 共職業能力開発 施設及び同法第 27条第1項に規 定する職業能力 開発総合大 学校の在校生、同 法第31条に規定 する職業訓練法 人が設置する認 定職業訓練施設 の訓練生（就職 している者を除 く。）、学校教育 法第1条に規定 する高等学校、 大学及び高等専 門学校の在校生 、同法第 124条 に規定する専修 学校及び同法第 134条に規定す る各種学校の在 校生その他知事 が認めるものに ついては、実技 試験の手数料の 額は1万 1,900 円とする。
[略]					[略]						

(宮崎県職業訓練の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 宮崎県職業訓練の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）<u>第15条の6第1項</u>ただし書及び第3項、第19条第1項、第23条第1項第3号並びに第28条第1項の規定に基づき、宮崎県が実施する職業訓練の基準等について定めるものとする。</p> <p>（公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練）</p> <p>第3条 <u>法第15条の6第1項</u>ただし書に規定する条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>（公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなすことができる職業訓練）</p> <p>第4条 <u>法第15条の6第3項</u>の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とす</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）<u>第15条の7第1項</u>ただし書及び第3項、第19条第1項、第23条第1項第3号並びに第28条第1項の規定に基づき、宮崎県が実施する職業訓練の基準等について定めるものとする。</p> <p>（公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練）</p> <p>第3条 <u>法第15条の7第1項</u>ただし書に規定する条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>（公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなすことができる職業訓練）</p> <p>第4条 <u>法第15条の7第3項</u>の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とす</p>

る。

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県美術品等取得基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第54号

宮崎県美術品等取得基金条例の一部を改正する条例

宮崎県美術品等取得基金条例（平成元年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（基金の額）</p> <p>第 2 条 基金の額は、3 億円とする。</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。</p> <p>3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、当該積立額相当額増加するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（運用益金の処理）</p> <p>第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。</p> <p>第 6 条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（積立て）</p> <p>第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">（運用益金の処理）</p> <p>第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（処分）</p> <p>第 6 条 基金は、美術品及び美術に関する資料の取得に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>第 7 条 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。